

シンポジウム

国家緊急権は危ない！

憲法に緊急事態条項の創設は必要か？

2017年 **3月15日** (水)

18:00~20:00 (開場 17:30)

弁護士会館 2階講堂クレオABC

基調報告

「弁護士会における国家緊急権の検討の状況」

川上詩朗

日本弁護士連合会憲法問題対策本部事務局長

第1部 基調講演

「今、憲法に緊急事態条項の創設は必要か？」

- ドイツとの比較の視点から -



基調講演

第2部パネリスト

水島 朝穂

早稲田大学法学学術院教授

第2部 パネルディスカッション

「国家緊急権は、どのように使われるか」

- 歴史と現実 -



パネリスト

石田 勇治

東京大学教授

コーディネーター

伊井 和彦

東京弁護士会憲法問題対策センター本部長代行

予約不要 参加無料

どなたでも参加いただけます
(先着 350名)

主催：東京弁護士会 第一東京弁護士会 第二東京弁護士会

共催（予定）：日本弁護士連合会 関東弁護士会連合会

国家緊急権は危ない！

憲法に緊急事態条項の創設は必要か？

2017 / **3 / 15** Wed
18:00~20:00
弁護士会館 2階
講堂クレオABC

国会の衆参両院の憲法審査会が活動を再開し、具体的な憲法改正事項を検討しようとしており、中でも「国家緊急権（緊急事態条項）」の創設が、大規模自然災害対策等を名目に押し進められようとしています。

しかしながら、自民党憲法改正草案でも明らかなように、国家緊急権は非常事態を理由に国家権力を行政権（政府）に独占集中させ、法律に基づかずに行政の判断で強制的に人権制約を可能にするもので、人権侵害のリスクが極めて高く、過去の歴史を見ても濫用による重大な人権侵害の事態が引き起こされています。

このような観点から、憲法改正による「国家緊急権（緊急事態条項）」の創設の問題点と危険性を検証し、市民の皆さんと共に考えるシンポジウムにしたいと思います。

基調報告 弁護士会における国家緊急権の検討の状況

基調講演 今、憲法に緊急事態条項の創設は必要か？ - ドイツとの比較の視点から -

パネルディスカッション 国家緊急権は、どのように使われるか - 歴史と現実 -

川上詩朗

日本弁護士連合会
憲法問題対策本部事務局長

第1部

水島朝穂氏

早稲田大学法学学術院教授

第2部

石田勇治氏

東京大学教授

水島朝穂氏

早稲田大学法学学術院教授

コーディネーター

伊井和彦

東京弁護士会憲法問題対策センター本部長代行

水島朝穂

専門は憲法、法政策論。札幌学院大、広島大学の助教授を経て、1996年より現職。法学博士。憲法理論研究会元代表、全国憲法研究会元代表。著書に「現代軍事法制の研究」（日本評論社）、「武力なき平和」（岩波書店）、「ライブ講義 徹底分析！集团的自衛権」（岩波書店）など多数。

<http://www.asaho.com/jpn/>
(2017年1月3日で毎週更新が連続20年になる)



石田勇治

専門はドイツ近現代史。1987年マールブルク大学Ph.D取得。89年東京大学教養学部講師、91年助教授、2005年教授。ポツダム現代史研究センター客員研究員、ハレ大学客員教授、日本学術会議連携会員などを歴任。著書に「20世紀ドイツ史」（白水社）など多数。

本シンポジウムでは会場内での写真撮影及び録音を行うことがあります。撮影した写真及び録音した内容は、弁護士会のホームページ、広報誌などに使用させていただきます。また、当日、報道機関による取材が行われる場合、撮影された映像・画像はテレビ、新聞等の各種媒体において利用されることがあります。撮影されたくない方は、当日、受付でお申し出ください。主催者の許可なく写真撮影および録音・録画・動画配信、チラシの配布を行うことはお断りいたします。

問い合わせ
東京弁護士会 人権課
03-3581-2205

丸ノ内線「霞ヶ関」駅
B-1b 出口
千代田区霞が関 1-1-3

